

特定自主検査記録表作成のポイント

はじめに

令和8年1月1日に令和7年5月14日に成立した「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」に基づき従来の定期自主検査指針が特定自主検査基準(厚生労働大臣告示)に格上げされました。行政処分も改正法に盛り込まれたことから、より一層適正な特定自主検査の実施が求められています。

検査内容に大きな変更はありませんが、特に検査業者におかれましては、ユーザーからの信用の観点からも記入誤り、記入漏れなどがないようにしていただくのはもとのこと「事業者への要請等」の欄には必ずユーザーに対する適切なコメントを記入するようにお願いいたします。

本資料は、記録表作成に当たり注意していただきたい点や記入方法などについてまとめたものです。詳細は、「特定自主検査記録表の記入要領」テキストを参照してください。

1 表題部の記入

- (1) 表題部の修正は行ってはならず、誤って記入した場合は書き直しとなります。
- (2) 年月日は和暦、西暦どちらでも構いませんが、**各事業所において統一**し検査者で異なることがないようにしてください。
- (3) 証明書(記録表)発行日は責任者が自署した日を記入してください。なお、検査者名、責任者名は**自署**となりますが、検査業者におかれては、業務規程に定められた方法となります。業務規程において押印することが定められていれば、それに従うこととなり、押印を省略する取扱いにするには**業務規程の変更**が必要となりますので注意してください。



- (4) 検査実施場所は、**都道府県から記入**し場所が特定できるよう正確に記入してください。
- (5) 機械管理者名は、定めている場合はその者の氏名を、定めていない場合は「—」を記入してください。
- (6) 検査車両にアタッチメントが装着されている際、該当欄に記入してください。フォークリフトの場合、「全回転フォーク」、「ベールクランプ」などがあります。
- (7) クレーン機能付油圧ショベルの場合には、クレーン部分は移動式クレーンに該当します。移動式クレーンの安全教育を実施した団体名（SACL、JCAなど）を記入してください。

2 検査事項部の記入



(1) 検査内容

部品名や不具合名の間にある「の」や「・」などの前後にそれぞれ印を付します。ただし、「アクセルの作動」のようにそれで1項目の場合には、先頭部分にレ点を付すこととなります（検査結果が良のケース）。

「の」の前後に印が必要な場合は、〇〇・〇〇の△△または△△の〇〇・〇〇のように「の」の前後に複数の項目があるものです。例えば、「エレメントの汚れ・損傷」などです。点検漏れを防止するため、**令和6年4月**から変更になった部分です。

(2) 時間管理等で検査を省略できる場合は「*」を「○」で囲み、検査結果は良とします。

補修内容については、その内容を表す記号を記入します(複数の場合は記号順位が高いもののみ)。異常は認められたが、何らかの理由により補修しなかった場合は空欄となります。

なお、最近、電子制御噴射式エンジンを搭載する建設荷役車両が増加していますが、記録表記入に当たり十分注意してください(詳細は「特定自主検査記録表の記入要領」及び後記3-(1)」を参照してください。)

(3) 電子制御燃料噴射式エンジンの注意事項

ア 異常がない場合

「エンジン警告灯」の「検査内容」、「検査方法」及び「検査結果」の良に「レ」点を付し、「1-b アイドリング及び無負荷最高回転、1-f 弁隙間、1-g 圧縮圧力」については、「検査結果」及び「補修内容」の欄に「—、—、—」を記入にしてください(1-f・gの「*」は○で囲まない)。「1-e 締付け」はガス漏れ、水漏れが認められない場合は「検査省略」の「*」を「○」で囲み「検査結果」の良に「レ」点を付します。

イ 異常がある場合

「エンジン警告灯」が点灯した場合、不良箇所が不明なので「検査内容」すべての項目「警告灯の表示」「アイドル・無負荷最高回転、弁隙間、圧縮圧力」を「○」印、「検査結果」の不良に「レ」点を付してください。補修欄は補修の有無により記入が異なるので、補修が伴わない場合は、「事業者への要請等」の欄に「NO.1 エンジン警告灯が点灯しています。電子制御式エンジンの不具合ですので、メーカー系サービスショップ専門の点検を受けてください。」などと記入してください。



(4) 車検対象者の12カ月定期点検整備記録簿の添付

フォークリフト、車両系建設機械、高所作業車などで、道路運送車両法第4条に基づき自動車登録している車(いわゆる「車検が必要な車両」)は、12カ月定期点検の「点検内容」と特定自主検査の「検査内容」が重複する場合、**12カ月定期点検記録簿(写し可)を添付**することで、その「点検内容」を特定自主検査の記録として置き換えることができます。

(5) 複数検査箇所が該当なしの場合の記入方法

区分全体が該当なしの場合は、区分全体で「\」で消すことができます。検査箇所が連続して該当なしの場合も、「\」で消すことができます。なお、左上から右下への斜線は、横書き文の書出しから書終りまでを削除する意味を持ちます。

3 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載

事業者への要請等

この欄は、特に検査業者においては、ユーザーに対するメッセージを記入する極めて重要なものです。また、事業内検査においても、検査者から事業者に対する要請であり検査業者同様重要なものであり、空欄としないようにしてください。

検査業者においては、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る省令（登録省令）」第19条の20第6号において、「その他特定自主検査に関し必要な事項」を記載することと規定されています。



詳細は昭和53年2月10日付け労働省労働基準局長通達基発第79号において、
「検査業者が特定自主検査を行ったときに事業者に勧告した事項等と定められています。この通達では、①検査の結果、不良と判定されたが補修しなかった事項、②検査の結果、良と判定されたが稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される事項、を含むものでなければならない、とされています。①については「補修等の措置内容」の欄に併記しても構いません。

なお、検査の結果不良箇所がない場合は、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施を促すなどのコメントを記述してください。

4 記録表の管理・その他

- (1) 検査記録表の保存年限については、労働安全衛生規則第151条の23などにより3年間(帳簿等も同様)と定められていますので、的確にファイリングして保存・管理してください。
- (2) 建荷協の会員には「特定自主検査記録表作成支援ソフト」が配付され、使用されているところも年々増加しています。随時、バージョンアップが行われておりますので、建荷協ホームページで確認し最新のものを使用してください。
- (3) 特定自主検査を実施するに当たり、当該機械の基準値を確認することは必須となりますが、建荷協本部ホームページ(「建荷協 基準値表」で検索)に掲載されていますのでご活用ください。
- (4) 月次点検・始業前点検も労働安全衛生規則第155条の22等で義務付けられていますので注意が必要です(月次点検表は、どなたでも建荷協本部ホームページ、当支部ホームページからダウンロードして使用いただけます。)

5 各種研修・教育の受講

(1) 翌年の検査済標章の販売は、12月から開始します。申込様式については、当支部ホームページに掲載しますが以下の点に留意してください。

【検査業】

①様式1-1(購入申込書)、②1-2(有資格者リスト)を記入の上、③有資格者であることを証明する書類及び④登録証の写しを添付する。

【事業内】

①様式2-1(購入申込書)、②2-2(有資格者リスト)、③2-3(対象保有機械一覧表)を記入の上、④有資格者であることを証明する書類、⑤前年に実施した記録表(1台分)を添付する。①様式2-1において前年の特自検実施台数を必ず記入する。

(2) 記録表、図書等の購入申込書、「研修・教育計画兼予約申込書」([Web申込み推奨](#) 毎年2～3月に翌年度分を掲載)などを掲載しています。



令和8年2月

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会岐阜県支部